

第30号議案

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

(県立学校の職員定数条例の一部改正)

第1条 県立学校の職員定数条例(昭和31年島根県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条中「1,626人」を「1,632人」に、「196人」を「193人」に、「983人」を「985人」に改める。

(市町村立学校の教職員定数条例の一部改正)

第2条 市町村立学校の教職員定数条例(昭和31年島根県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条中「5,157人」を「5,101人」に、「360人」を「371人」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。